

球根の隔離栽培免除制度について

花き球根の隔離栽培免除について

外国から輸入されるチューリップ、ゆり等の球根は、港(海空港)の検査では発見が困難なウイルス病等の病害虫を対象に、港での輸入検査終了後、一作期間指定されたほ場で隔離栽培を行うことがわが国の植物防疫法で義務付けられている。しかし、オランダは、自国での健全球根の生産体制が確立しているチューリップ球根に対して、わが国の隔離検疫制度に替わる新しい検査システムを日本側に提案してきた。

このため日蘭両国の専門家により、技術的観点から幾重にも検討が行われた結果、一定の検疫条件を満たす同国産チューリップ球根については、ウイルス病等の病害虫の侵入及びまん延の防止が確保されることが判明し、昭和63年より隔離免除制度が新たにスタートした。

その後、ゆり、ヒアシンス等7品目の球根に適用され、品種及び輸入数量は年々増加している。オランダ産球根に本制度が適用されて10年以上が経過し、植物検疫上大きな問題もなく推移しているが、平成11年にニュージーランド(NZ)産チューリップ及びゆり球根においても同様な経緯を経て本制度が適用された。このことから、改めて球根の本制度について紹介したい。

隔離検疫免除の条件

1 球根の条件 隔離免除の対象となる球根は、オランダ産チューリップ、ゆり、ヒアシンス、アイリス、クロッカス、フリージア、グラジオラス及

びアマリリスの8品目及びNZ産チューリップ及びゆりの球根であって次の条件を満たすものである。

①輸出国側から提出された技術データに基づき隔離栽培を免除することが可能であると両国間で確認され、日本側が指定した品種であること、

②ジャガイモシストセンチュウ(*Globodera rostchiensis*)及びジャガイモシロシストセンチュウ

(*G.pallida*)の発生地域以外で生産されたものであること、③輸出国植物検疫機関又は当該機関が認める公的検査機関により、それぞれの球根について日本側が定めた検査が行われ、ウイルス病等の検疫有害動植物が認められなかったものであること、④両国の植物防疫官による合同栽培地検査



合同栽培検査ほ場

を受けたものであること、⑤前記④の合同検査終了後輸出するまでの間、輸出国植物検疫機関の監督の下で保管及び管理が行われたものであること。

2 表示 対象球根の梱包には、条件に適合している旨の表示がなされていなければならない。

3 植物検疫証明書 荷口には、輸出国植物検疫機関が発行する植物検疫証明書に次に掲げる追記がなされ、かつ、当該荷口の明細が添付されていなければならない。

「①当該球根は、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの発生地域以外で生産されたものであること及び②当該球根は、両国の植物検疫当局間で合意された特別な検疫条件に従って検査されたものであること。」

以上、定められた条件に適合し、かつ、輸入検査の結果、検査対象病害虫の付着が認められなかった荷口については、日本における隔離栽培を免ずることができるとされている。

輸出国での検査 オランダでのチューリップ検査を例として紹介する。まず、日蘭合同検査に先立ち行われるオランダ側の検査は、同国植物検疫機関が認める公的検査機関である球根検査所(FIS)が実施している。

FISの検査官は約100名で同国全体の検査を担当している。オランダ側が行う検査は、①エライザ検査、②ガラス室検査及び③栽培地検査(生育期間中に全てのウイルスを対象に通常3回)である。

これらの検査の結果、各ほ場(ロット)毎に成績順に数段階に分類される。日本向け隔離免除球根として検査申請されるのは、この内の最上級に格付けされたロットのみである。

日蘭合同栽培地検査は、日本の植物防疫官

が同国に出向きFISの第2回目又は第3回目の栽培地検査時に行われる。栽培地検査は地域及び品種等の偏りのないように検査対象ほ場を選定し、各ほ場ごとに全てのウイルス病を対象に行われる。

特に、伝染様式等から検疫上重要なウイルス(Tobacco rattle virus, Tobacco necrosis virus等)は、全ての検査において全く検出されないことが求められている。

輸入検査 わが国における輸入検査は、検査時に植物検疫証明書等関係書類及び梱包容器の表示を確認し、全ての条件に適合している場合は、港での輸入検査が行われ、土壌及び検査対象病害虫の付着がな

く合格となったものは、輸入後の隔離栽培が免除される。

隔離免除球根の輸入数量 隔離免除球根の輸入数量は、平成元年はオランダ産チューリップ31品種3千5百万球であったが、その後対象品目と品種数の追加により、平成10年には8品目合計で約4億8千万球が輸入されており、わが国に輸入される全ての花き球根類の約80%を占めている。平成12年1月現在、隔離栽培の免除が指定されている球根の品目及び品種数(カッコ書き)は、オランダ産はチューリップ(1,067)、ゆり(1,213)、ヒアシンス(78)、アイリス(70)、クロッカス(47)、フリーズ(131)、グラジオラス(7)及びアマリリス(131)の8品目、合計2,744品種、NZ産はチュー

リップ(6)及びゆり(21)の2品目、合計27品種である。

近年、花き球根類の輸入量が大幅に増加した理由は、①各球根の主要な品種が隔離栽培を免除されたこと、②切花の需要増

により国内での切

花生産が増加したこと、③海・航空コンテナの利用により輸送期間の短縮及び品質の保持が図られたこと、④冷蔵倉庫の普及により輸入後長期間保管が可能になり、切花生産地に周年供給が可能になったこと、⑤地方空港の国際化により各産地に直接輸入が可能になったこと、等があげられる。

以上、花き球根類の隔離免除制度について述べたが、本制度は両国政府間で技術的検討を行い、わが国において実施される隔離検査に替わり得る検査方法として導入されたものである。今後も本制度の十分な御理解と輸入検疫が円滑に行われるよう関係各位に更なる御協力をお願いしたい。

